

平成28年度 第14回庁議要旨

日時：平成28年10月17日（月）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 個人情報の取扱いの見直しについて（総務部）

市立病院から、宮城県内の医療機関、福祉施設、薬局等で扱う患者の診療情報等を電子化し、遠隔保存、データの共有利用による安全で質の高い医療・介護サービスを住民に提供することを目的とした「みやぎ医療福祉情報ネットワークシステム（MMWIN）による患者の診療情報の提供及び同システムへのオンライン結合」を実施したい旨の希望があった。

そのため、個人情報保護条例の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行ったところ、オンライン結合については、他の多くの自治体条例が「公益上の必要性」と「個人の権利利益を侵害するおそれがないこと」を要件とするのに対し、本市の条例は「目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないこと」を求めており、他自治体の条例よりも厳しい制限が課せられていることから、「現行条例の規定では、必要不可欠とは認められないので、オンライン結合による受診者の診療情報の提供・収集は認められない。」旨の答申があった。

審査会の答申を踏まえ、現行条例における個人の人格と尊厳を最大限に維持しつつ、今回のMMWINへの参画を含め、今後の高度情報化社会における個人情報の利用による公益上の必要性を確保するためにも、オンライン結合が可能となるよう見直しを行うもの。

(1) 主な内容

個人情報保護条例について、オンライン結合の制限の見直しを行うとともに、オンライン結合以外の条項についても全体的な見直しを行い、より適切な個人情報保護制度の運用を図るとともに、あわせて、情報公開条例等関係条例との整合を図る。

ア オンライン結合の制限の見直し

	現行条例		見直し後
オンライン結合の定義	「通信回線による電子計算機の結合」	⇒	明確な定義を設ける
	「オンライン結合の制限」	⇒	「オンライン結合による個人情報の提供の制限」
オンライン結合の例外規定	① 法令等に定めがある場合	⇒	①本人の同意がある場合
	②実施機関が審査会の意見を聴いて、事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認める場合		②法令等に定めがある場合
			③人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ない場合
			④出版、報道等により公にされている場合
			⑤審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合

イ 罰則規定の追加

- ・現行条例では罰則規定を設けていないが、実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の侵害防止を図るため、職員、職員であった者、受託事業者、指定管理者、開示を

受けた者などが各義務に違反した場合に罰則を課す規定を新たに設ける。

- ・量刑等については、宮城県、仙台市などの罰則規定を設けている近隣自治体と同様とする。

ウ その他の主な改正

- ・「収集の禁止」の規定を「オンライン結合による提供の制限」の規定と整合を図る。
- ・「個人情報の不開示情報」に該当するものを情報公開条例の規定と整合を図る。
- ・「開示決定後の手続」として、90日以内に開示を受けなければならない旨の規定を設ける。

(2) 今後の予定

平成28年10月 罰則規定追加に伴う検察庁協議

情報公開・個人情報保護審査会からの意見聴取

パブリックコメントの実施

12月 市議会第4回定例会へ一部改正案の提案

「個人情報保護条例、情報公開条例、情報公開・個人情報保護審査会条例、
公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」

(公布の日施行、罰則規定のみ平成29年4月1日施行)

2 平成29年度予算編成方針について（財務部）

財政の健全な運営及び事務事業の計画的・効率的な遂行を行うため、平成29年度予算編成にあたって、歳入の確保、経常的経費の抑制及び震災復興基本計画への対応等その基本方針を取りまとめ予算編成説明会を通して職員へ周知するもの。

(1) 主な内容

I：平成29年度予算の基本的な考え

II：予算編成の前提

III：本市の財政状況（平成29年度以降の見通し）

IV：予算編成方針

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

平成28年10月17日 予算編成説明会

11月 4日 当初予算要求書提出期限

11月 7日 所属長ヒアリング及び担当者ヒアリング

～24日

平成29年 1月上旬 財務部長査定

1月上旬 市長査定

1月中旬 裁定通知

3 雄勝診療所及び雄勝歯科診療所の位置変更について（雄勝総合支所・健康部）

雄勝地区は、東日本大震災の津波により石巻市立雄勝病院や民間診療所が全て全壊したが、平成23年9月27日から石巻市雄勝町大浜字小滝浜9番地16に仮設プレハブの診療所及び歯科診療所を建設し、診療を行っている。

診療所を本格整備するため宮城県地域医療再生基金を活用し、平成29年1月中の供用開始に向けて建設工事を進めている。

診療所を整備することで、地域住民が健康を保持し安心して生活できるよう医療施設の充実を図り、へき地医療体制の拡充を図る。

(1) 主な内容

【位置の変更】

変更前：石巻市雄勝町大浜字小滝浜9番地16

変更後：石巻市雄勝町小島字和田123番地

【建設工事概要】

	全体		雄勝診療所		雄勝歯科診療所		共用部分	
	敷地面積	1,170.59 m ²	-	-	-	-	-	-
敷地面積	1,170.59 m ²							
建築面積	516.70 m ²							
構造	木造平屋建て							
床面積	493.93 m ²	204.11 m ²	74.94 m ²	214.88 m ²				
各主要 施設面積		診察室	21.53 m ²	診察室	49.84 m ²	玄関等	80.32 m ²	
		処置室	49.36 m ²	技工室	11.14 m ²	トイレ	23.72 m ²	
		X線室	16.09 m ²	消毒室等	13.96 m ²	医局	24.84 m ²	
		点滴室	35.40 m ²			会議室	28.98 m ²	
		事務室	51.98 m ²			休憩室	21.94 m ²	
		廊下等	29.75 m ²			倉庫等	35.08 m ²	

【診療内容】

診療時間：月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで

休診日：日曜日、土曜日及び休日（休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日をいう。）

診療科目：雄勝診療所－内科、外科及び整形外科、雄勝歯科診療所－歯科

(2) 今後の予定

平成28年11月30日 工事完了

12月 市議会第4回定例会に石巻市診療所条例の一部改正について提案

平成29年 1月16日 供用開始予定

3月31日 診療所・歯科診療所解体完了

4 民間事業者による小規模保育事業所整備への助成対象事業の拡充について（福祉部）

当市においては、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年4月に保育所や保育事業所等を公立・民間あわせ5か所新設している。また平成28年4月にも同様に5か所新設し、保育の受け皿を着実に拡大してきたところである。

しかしながら、女性の社会進出等から、保育を必要とする家庭が増加し、待機児童（平成28年

4月1日時点・62人)は増加傾向にある。待機児童を解消し、安心して子どもを育てられる環境を整備するため、保育所を新たに建設する民間事業者に対し、助成を行ってきたところであるが、国においては、平成29年度中の待機児童解消を目標に掲げており、本市においても、早期に待機児童解消をできるように補助を活用した事業の実施手法を拡大する必要がある。

現在、本市においては通常の民間保育所は創設・増改築を行う場合や賃貸物件により整備する場合を対象としており、小規模保育事業所は、賃貸物件により整備する場合が対象となっている。

小規模保育事業所整備に係る助成の対象事業の選択肢を拡大することで、増加する待機児童の早期解消を図る。

(1) 主な内容

補助内容については安心子ども基金管理運営要領（別添1の2「小規模保育整備事業」、補助基準額表）に基づく。

ア 事業の内容

小規模保育事業所の創設、修理、改造、整備を実施する場合に補助を行う。

イ 補助対象事業者

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの

ウ 補助基準額

(ア) 定員規模による基準額	90,400,000円
(イ) 設計料加算	総事業費の5%
(ウ) 開設準備費加算	950,000円
(エ) 土地賃借料加算	42,400,000円
(オ) 定期賃借権設定のための一時金加算	整備用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1
(カ) 解体撤去工事	1,903,000円
(キ) 仮施設整備工事	3,389,000円

エ 補助率

3/4

オ 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	工事費、工事請負費、工事事務費
開設準備費加算	開設準備に必要な費用
土地賃借料補助	土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用
定期借地権設定のための一時加算	定期借地契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代
解体撤去工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事費

(参考) 現行補助内容

1 事業の内容

賃貸物件により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料、借上時における改修費等の補助を行う。

2 補助対象事業者

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの

3 補助基準額・補助率

- (1) 賃借料補助 1 事業所当たり 41,000,000 円
- (2) 改修費等補助 1 事業所当たり 22,000,000 円
- (3) 補助率 3 / 4

4 対象経費

種目	対象経費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

(2) 今後の予定

- 平成28年10月 石巻市小規模保育事業施設整備補助金交付要綱の一部改正
- 12月 市議会第4回定例会に関係予算案を提案

[報告事項]

1 高校生海外研修事業の再開について（復興政策部）

交通手段の発達や情報化が進む中で、経済、社会、文化等の様々な面で国際交流が進展し、国際的な相互依存関係がますます深まっている昨今、復旧期から発展期に向かう本市のまちづくりには、「人づくり」が重要となっている。

平成23年度に東日本大震災で中止となるまでは、国際性豊かな人材を育成することを目的として、中学生を対象に、オーストラリアへ派遣してきたところであるが、平成23年度以降は姉妹都市のイタリア共和国チビタベッキア市へ派遣する予定であった。

本市の将来を担う可能性豊かな子どもたちに積極的に国際交流する機会を提供することで、国際感覚豊かな人材や、復興した地域を活性化に導く力強いリーダーを育成する。

(1) 主な内容

1 対象

市内在住の高校生

2 参加者人数

(ア) 参加者は、高校生10名程度とする。

(イ) 参加者は公募とする。（公募の際には、作文、保護者の同意書、学校長の推薦書を添付）

3 選考方法

(ア) 選考員としては、復興政策部長、同部次長、指導主事(2名)、社会教育主事(1名)。

(イ) 選考方法 一次：書類審査（作文） 二次：面接

4 事業内容（案）

(ア) 地元の高校生へ震災体験やその後の活動状況を言葉や映像で伝える。

(イ) テーマを決めて地元高校生とのワークショップを実施

(ウ) 交流イベントの開催

(エ) 地元の高校や大学、各施設の見学

(オ) 参加者自ら企画した高校生同士の交流プログラムを実施

5 その他

(ア) 広域行政事務組合で実施しているおにぎり大使が、中学生を対象にオーストラリアへ派遣としていることから、本事業では対象を高校生とし、派遣国を姉妹都市であるチビタベッキア市とする。

(イ) 公募方法は、HPや市報、石巻圏域の高校（9校）に周知する。。

(2) 今後の予定

平成28年11月 「がんばる石巻応援寄附要綱」一部改正
ガバメントクラウドファンディングに掲載開始

平成29年 2月 チビタベッキア市との事前協議

4月 参加者募集及び選考

5月 参加者事前研修

7月 高校生海外研修実施

以 上